

子ども食堂等運営者の皆さまへ

～令和8年度子ども輝く未来基金事業をご活用ください～

大阪府では、子どもの貧困解消に向けた対策を社会全体で進めるという認識を多くの方々と共有するとともに、寄附金等による支援をいただく方々の善意の受け皿として、平成30年3月に「子ども輝く未来基金」を創設し、寄附金を活用した様々な支援を行っています。

このたび、令和8年度の子どもの教育（学習教材等の購入）に関する支援を希望する子ども食堂等(※)を次のとおり募集します。

(※)子ども食堂等とは、地域の子どもの対象に大阪府内において居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて食事の提供や支援機関につなぐ取組を無償又は低額な料金で実施する場所を指します。

子どもの教育に関する事業															
概要	子どもが学習に対する意欲を高め、豊かな創造力を身につけることができるよう支援するため、地域の子どもの対象に居場所の提供や見守りを行う子ども食堂等に学習教材・文房具・知育玩具等の購入費用を補助します。														
要件	・子ども食堂等の開催頻度が月1回以上であること（申請日前2か月間において開催実績があること） ・子ども食堂等1回あたりの開催時間が2時間以上であること（準備時間等も含む） ・子ども食堂等開催時間中において、子どもと接することができるスタッフが2名以上いること ・購入物品は、原則、子ども食堂等で配布又は活用すること														
補助対象経費	①学習教材購入にかかる経費 ②文房具購入にかかる経費 ③知育玩具購入にかかる経費（知育玩具の選定方法については、別紙『知育玩具の選定方法について』をご確認ください。） ④商品購入の際に発生した郵送料 ※申請受付後、大阪府において交付決定を行い、申請者に通知します。 交付決定後から令和9年3月31日までの間に購入し、かつ、子どもへ提供・使用したもののみが対象となりますので、ご注意ください。 ※子ども食堂において子どもが直接使用しないもの（コピー機やインクカートリッジ、レジ袋など）は対象とはなりませんので、ご注意ください。 ＜限度額＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>子ども食堂等平均参加人数（1回あたり）</th><th>限度額（年間）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>10人以上19人以下</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>20人以上29人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>30人以上39人以下</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>40人以上69人以下</td><td>70,000円</td></tr> <tr> <td>70人以上</td><td>80,000円</td></tr> </tbody> </table>	子ども食堂等平均参加人数（1回あたり）	限度額（年間）	9人以下	30,000円	10人以上19人以下	40,000円	20人以上29人以下	50,000円	30人以上39人以下	60,000円	40人以上69人以下	70,000円	70人以上	80,000円
子ども食堂等平均参加人数（1回あたり）	限度額（年間）														
9人以下	30,000円														
10人以上19人以下	40,000円														
20人以上29人以下	50,000円														
30人以上39人以下	60,000円														
40人以上69人以下	70,000円														
70人以上	80,000円														

交付申請 期限	令和8年7月24日（金）※予算（7,155千円）がなくなり次第、受付を終了します。 ◆子ども食堂等が所在する各市町村窓口にて下欄＜交付申請時＞の提出書類をご提出下さい。 ◆交付決定は、申請書類に不備がある場合を除き、大阪府への書類の到着順に随時行います。 ※交付決定前に物品を購入した場合は、補助の対象となりません。
提出書類	＜交付申請時＞【子ども食堂等から子ども食堂等所在地の市町村へ】 ・様式1 交付申請書 ・様式2 事業計画書 ・様式3 要件確認申立書 ・（別紙）債権者登録申請書（補助金振込先口座登録のため） ・通帳またはキャッシュカード（金融機関名・支店名・口座名義・口座番号が確認できる面）の写し ※口座名義のカナが分かる面の写しを提出してください。 ＜補助事業完了（購入した物品を子どもに提供し終えた日）後＞【子ども食堂等から大阪府へ】 補助事業完了後 30日以内に、以下の書類をご提出ください。 ※令和9年3月15日以降に事業完了された場合は、令和9年4月15日まで。 ・様式6 事業実績報告書 ・様式6別紙 精算額内訳書（事業の実施内容・成果） ※事業の実施内容・成果欄には、購入した商品を提供した実績を必ずご記入ください。 ・購入した物品の領収書の写し(※)（物品の購入日、購入品名、代金、数量、販売店が明記されているもの（商品購入の際に発生した郵送料を補助対象に含める場合は、郵送料も含む））をご提出いただきますので、<u>必ず保管してください</u>。 (※)納品書、請求書、購入明細書、振込受領証など、領収書以外の書類のみでの提出は受理できませんので、領収書が発行される店舗で物品を購入してください。 ＜交付決定後、事業を中止（廃止）した場合(※)＞【子ども食堂から大阪府へ】 ・様式5 事業中止（廃止）承認申請書 (※)期間内に商品を購入できなかった場合など
手続き (フロー)	<pre> graph LR subgraph Osaka_Prefecture [大阪府] direction TB OP1[①申請書類提出依頼] OP2[②とりまとめ・提出] OP3[③交付決定] OP4[④交付決定後、物品（学習教材等）購入 ・子どもへの提供（3/31まで）] OP5[⑤実績報告書（領収書の写しを含む）提出 （事業完了後30日以内）] OP6[⑥補助金支給] end subgraph City_Town_Village [市町村] direction TB CT1[①申請書類提出依頼] CT2[②提出（7/24㍻）] end subgraph Childrens_Dining_Halls [子ども食堂等] direction TB CH1[④交付決定後、物品（学習教材等）購入 ・子どもへの提供（3/31まで）] end OP1 --> CT1 CT1 --> OP2 CT2 --> OP3 OP3 --> CH1 CH1 --> OP4 OP4 --> OP5 OP5 --> OP6 </pre> 事業を実施し、実績報告書をご提出いただいた後に、補助金を支給いたします。 ※手続きでご不明な点がございましたらご相談ください。

その他

- 以下の場合は、補助金を交付できないことがありますのでご了承ください。
 - ・ 予算の限度額に達した場合
なお、申請が同時期に多数あり、選考する必要がある場合は、次の順位により選定します。
 - *開催頻度の月間回数が多い順
 - *開催時間の長い順（月間）
- 交付決定前に物品を購入した場合は、補助の対象となりません。
- 令和9年3月31日までに、購入した物品を子どもに提供してください。
(交付決定後から令和9年3月31日までの間に購入し、かつ、子どもへ提供・使用したもののみが対象となります。)
- 子ども食堂等において子どもが直接使用しないもの（コピー機やインクカートリッジ、レジ袋など）は対象とはなりません。
- 実績報告時、領収書の写し(※)（物品の購入日、購入品名、代金、数量、販売店が明記されているもの（商品購入の際に発生した郵送料を補助対象に含める場合は、郵送料も含む））をご提出いただきますので、必ず保管してください。
(※)納品書、請求書、購入明細書、振込受領証など、領収書以外の書類のみでの提出は受理できませんので、領収書が発行される店舗で物品を購入してください。
- お支払い時、ポイントカード等を使用しないようご注意ください。
ポイント付与された場合は、その金額相当分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱います。

よくある ご質問	Q 1	申請時に購入予定だった物品が品切れとなっていました。 別の物品を購入しても良いですか。	A 1	原則不可です。 ただし、同等品の購入を可とする場合がありますので、別の物品を購入される場合は、必ず事前に大阪府へご連絡ください。
	Q 2	令和9年3月31日までに購入した物品が対象となりますか。	A 2	令和9年3月31日までに、物品の購入に加え、子どもへの提供まで完了している必要があります。
	Q 3	交付決定前に物を購入してしまいました。補助対象となりますか。	A 3	補助対象とはなりません。 交付決定日以降に購入された物品のみ補助対象となります。
	Q 4	コピー用紙は補助対象となりますか。	A 4	補助対象とはなりません。 コピー用紙のほか、子ども食堂等において子どもが直接使用しないもの（コピー機やインクカートリッジ、レジ袋など）は対象とはなりません。
	Q 5	クレジットカードやキャッシュレス決済は使用可能ですか？	A 5	使用可能です。 ただし、領収書は必ず発行してもらってください。
	Q 6	ポイントカードでポイントをためても良いですか。	A 6	不可です。 ポイントを付与された場合は、精算額より差し引いた額を補助します。
	Q 7	購入予定の店舗では、領収書が発行されていません。領収書以外の書類を提出しても良いですか。	A 7	領収書の写し（物品の購入日、購入品名、代金、数量、販売店が明記されているもの）を必ずご提出ください。 納品書、請求書、購入明細書、振込受領証など、 領収書以外の書類での提出は受理できません ので、物品購入前に、領収書が発行されるかどうか確認の上、 領収書が発行される店舗で物品を購入してください。
	Q 8	実績報告書はいつまでに提出すればよいですか。	A 8	事業完了後 30 日以内 にご提出ください。 なお、令和9年3月15日以降に事業完了された場合は、 令和9年4月15日までにご提出ください。

<連絡先>

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課 事業推進グループ

・教育に関する事業担当：山門

TEL 06-6944-7108（直通）

Mail kodomo-mirai@gbox.pref.osaka.lg.jp

子どもの教育に関する事業の対象商品について

○対象商品

・交付決定後から令和9年3月 31 日までの間に購入し、かつ、子どもへ提供・使用したもののみが対象です。

【3つの分類に分かれています】 ①学習教材 ②文房具 ③知育玩具

☆子ども食堂等において子どもが直接使用しないものは対象外です。

☆購入物品は、原則、子ども食堂等で配布又は活用すること。

(対象となる例)

・学習教材

参考書、学習マンガ、図鑑、辞書、絵本など



・文房具

筆記用具、定規、のり、はさみ、画材など学習の際に使用するもの。

・知育玩具

2 ページ目をご覧ください。



※対象外となるもの

・子どもが直接使用せず、子ども食堂等運営のための備品となりうるもの。

…コピー機、インクカートリッジ、机、パソコン、レジ袋など

知育玩具の対象商品について

「子ども輝く未来基金」を活用した子どもの教育に関する事業において対象とする知育玩具については、子どもの持つ好奇心や遊びに対する興味を刺激することで、知能の発達や心の成長を促す目的で作られたものであり、以下に該当する玩具を基本とする。

■パズル

・指先を使うことは脳を刺激し手先の器用さを養うことができるだけでなく、頭を柔らかくし柔軟な発想を育てると考えられている。代表的なジグソーパズルのほか、立体パズルや図形、文字、数字などの部品を同一形状の穴や窪みにはめ込むという組み立てパズルなど。

■自由に形を形成出来る玩具

・組み立てて何かの形を作ることで、認識能力の強化や、創意工夫の意欲の強化に役に立つと考えられている。また手を使うことで脳の発達を促すと考えられており、幼児や児童の大半がこれらに夢中になる点からも好ましい玩具として広く受け入れられている。代表的なものとして、ブロックを組み合わせる玩具。

■理科教育用の玩具

・簡単な実験を通じて子どもの探究心を深めるとともに、洞察力や問題解決力が身につくことが期待されると考えられている。

■テーブルゲーム等の玩具

・遊びながら思考する能力を身に付けることができ、会話をしながらゲームを進めることから、社会性や協調性、論理的思考能力が身につくことが期待されると考えられている。代表的なものとして、囲碁、将棋、オセロ、かるた、トランプ、百人一首、すごろく、人生ゲームなどのボードゲームなど。

■運動・スポーツ系の玩具

・運動と脳機能の発達は密接に関わると言われており、特に発達障害児においては、例えば「落下点の予測」という高度な脳機能を使うことが苦手であるため、日々の遊びの中でトレーニングすることで上達し、さらに発達することが期待されると医療的に考えられている。代表的なものとして、けん玉やバドミントン、キャッチボールなどの遊び。

※対象外となるもの…プール、UFO キャッチャーなど、その他知育玩具と判断できないもの。